

「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」
の主な改正内容

1. 第5 レセプト情報等の提供依頼申出手続き

1 あらかじめ明示しておく事項

レセプト情報等を用いた研究は、原則として、「疫学研究に関する倫理指針の対象」の適用対象とするとしていたが、倫理指針が見直されたことから「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に修正する。

2. 第5 レセプト情報等の提供依頼申出手続き

4 提供依頼申出者の範囲

提供依頼申出者の範囲に、「市区町村」を追加する。

3. 第12 提供依頼申出者による研究成果等の公表

最小集計単位の原則について、集計単位が市区町村の場合の公表基準について改正する。

2 (1) ①最小集計単位の原則

- i) 人口2,000人未満の市区町村では、患者等の数を表示しないこと。
- ii) 人口2,000人以上25,000人未満の市区町村では、患者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。
- iii) 人口25,000人以上の市区町村では、患者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。

4. 第18 社会医療診療行為別統計の取扱い

社会医療診療行為別統計の集計が全てNDBデータを基にしたものとなることから、当該統計での利用における本ガイドラインの適用を追加する。